

“主権者は住民”の  
立場つらぬき

# 日本共産党が 住民投票条例 修正案を提案

川崎市 6月議会

6月議会で「川崎市住民投票条例」が成立しました。2日間15時間余にわたって行われた市議会総務委員会、その後の本会議での審議では、市長案が本来の住民投票条例の趣旨を骨抜きにする内容であることが浮きぼりになりました。

## 市長案では 住民が使えません

市民が投票によって市政を動かせるものとして期待が高い住民投票条例。しかし、市長が6月議会に提案した条例案は、住民の期待を大きく裏切るものでした。

その内容を知った市民の間で、「住民がまったく使えないこんなものを通したら大変」と、見直しを求める運動が起きました。そして、市長案の見直しを求める陳情10件、請願3件が住民から出されるといふ川崎市議会をはじめて以来の異例の事態となりました。



## 審議打ち切り、強行採決！



満席の傍聴者が見守る総務委員会

条例案が審議された6月13日の総務委員会では、大勢の傍聴者が見守る中、各党派から異論が続出し、継続審議に。16日に再開した審議が午後6時まで続いたところで、公明党議員が突然審議打ち切りを提案。

結局、自民党・民主党・公明党が本体には手をつけない附則の修正案を提案、原案とともに強行採決しました。また、市民から出されていた請願・陳情も一括不採択に。市民にとって大事な条例が、こんな反民主的な決め方をされているのでしょうか。

## 真に住民が使いやすい 条例のしくみに

日本共産党は、「主権者は住民」の立場で無所属議員と共同で修正案を提案しました。《その内容は》住民投票条例は、主権者である住民が自らの意思を投票という形で直接表明するもので、「住民自治」という地方自治の基本理念を達成するうえで、大切なものです。

そのため、〇〇問題で住民投票をしてほしいと求める住民の発議は、主権者である・住民が使いやすいものでなくてはなりません。

その立場から、住民投票の対象事項となる「市政に係わる重要事項」とは、公募市民が参加した「検討委員会報告書」にあるように、あれこれの規制を設けるのではなく、他都市の常設型条例と同様とし、さらに市長が重要事項か否かを判断する部分は削除するよう求めました。

必要な署名数は、「住民投票立法フォーラム」試案と同じく投票資格者総数の20分の1にするよう提案。住民が主権者としての立場を徹底するため議会の関与の削除を求めました。

また、住民投票運動は、戸別訪問などを含め、自由な活動を十分に保障するため、投票日は国政、地方選挙の投票日とは別にして、単独投票日にするよう求めました。

### ● 共産党が提案した修正案 ●

- ①投票の対象は「市政の重要事項」のみ。その他の規制を削除。
- ②住民発議に必要な署名数は投票資格者総数の20分の1。
- ③「議会への協議」条項を削除。
- ④住民投票の期日は単独とする。

◆修正案に反対＝自民・民主・公明・ネット

## 市民の運動が

## 「実施後、見直しを行う」という附則を追加させました

市議会では、疑問や異論があいつぎましたが、自民党・民主党・公明党などの議員は最後には原案を通してしまいました。しかし、これらの与党会派も市長原案を無修正のまま成立させることができず、「実施後、適切な時期に見直しをおこなう」という附則を追加せざるを得なくなった背景には市民の熱心な運動があります。ひきつづき、成立した条例を市民の立場から検証する運動が求められています。





# これではまるで住民投票“拒否”条例？ 住民はほとんど使えません

## 問題点 1 住民発議ほぼ絶望的

一方で市長が意思決定したものでなければ住民発議ができないとしながら、他方で市長が意思決定したら住民発議ができない—住民発議の要件はこんな矛盾した内容です。

すなわち、住民は「市政にかかわる重要事項」で「住民との間または住民と議会もしくは市長との間に重大な意見の相違」がある場合に発議できるとされます（第2条1項）。そのように住民が判断できるのは、市長が政策に関する意思を表明、つまり意思決定した時です（「意思決定」には「川崎市の総合計画」や「行財政改革プラン」も含まれる）。ところが2項では「市長により意思決定が行われた事項」は基本的に対象にならないと規定されているのです。

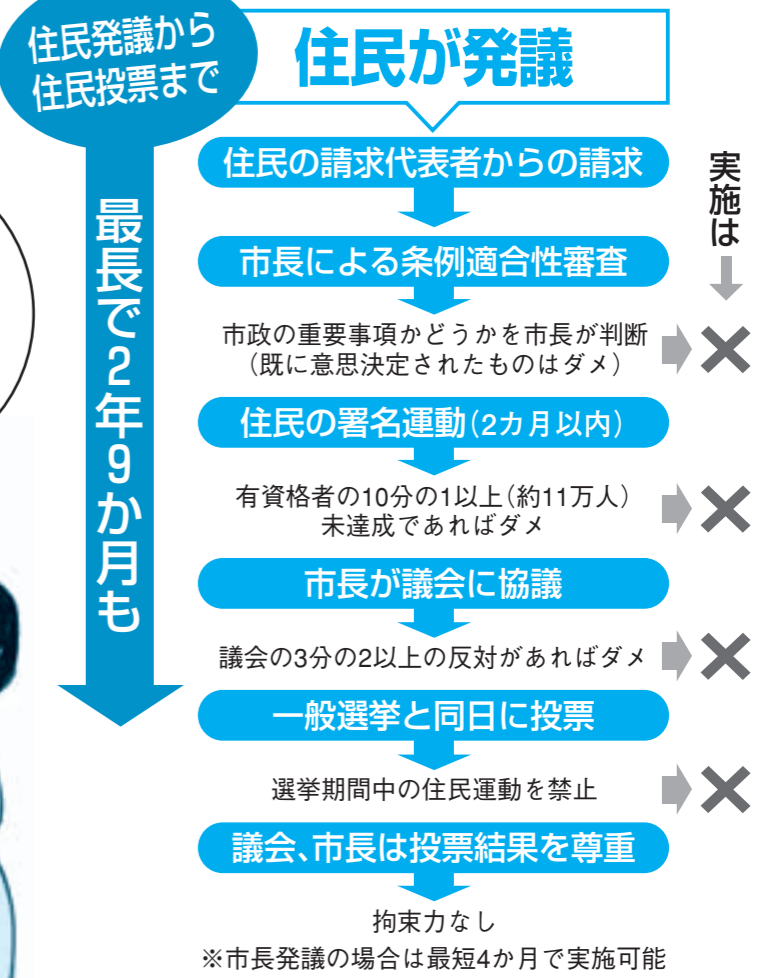
さらに、「重要事項」か否かの判断は、市長が行うものとされており、これでは住民はほとんど発議できません。

## 問題点 2 高いハードル 11万人以上の署名が必要

住民の発議は、有資格者の10分の1（11万人以上）の署名・押印が必要です。これまでに川崎市で、50分の1が要件の直接請求でさえ成立したのは3件だけで、署名が10万人を超えたのはたった1件です。11万件以上はハードルが高すぎます。

## 問題点 3 議会が反対したら実施できない

住民が11万人の署名押印を集めても市議会の3分の2以上の議員が反対すれば住民投票は実施できません。憲法学者も「住民が主権者として権利行使するときに議会を関与させるのは非常に問題」「川崎市は地方自治本来の趣旨にかえれと言いたい」と指摘しています。



## 問題点 4 住民だけ直前の投票運動禁止

投票は選挙と同日実施とされ、もっとも運動が盛りあがる最終盤の選挙の公示、告示後は候補者以外の住民は一切の投票運動が禁止されます。選挙期間中の投票運動の禁止は、総務省も「聞いたことがない」といい、。学者も「これでは何のための住民投票か」と問題視しています。

## この条例、使いやすいのは市長だけ

この条例には、主権者である住民の権利行使を保障するという観点がみあたりません。ところが、市長にとっては実に使いやすい内容になっています。福祉切り捨てなど「行財政改革」を強引に進めるために、市長は自分の都合で発議できるのです。これでは「住民」投票条例とは名ばかりで、まるで「市長」のための投票条例ではないでしょうか。